

2021年11月27日

衆議院議員

様

くまもとのタネと食を守る会
代表 田尻 和子

この度は、第49回衆議院議員総選挙でのご当選、おめでとうございます。

私たちくまもとのタネと食を守る会は、2019年5月に前身の「主要農作物種子条例化実行委員会」として発足後、「くまもとのタネと食を守る会」と改称、学習会開催・県議会への請願等に取り組んでいる生産者と消費者の団体です。当会は、2020年6月以来、「熊本の食と農の未来を皆様とともに作っていく」活動のプラットフォームとして、種子・種苗の問題を考え、農薬による健康への影響・食の安全性について学びながら、熊本県の学校給食の安全化に向け、有機・オーガニック化を進めたいと活動しております。

さて、貴議員におかれましては、これからの議員活動において、国民の安心な生活に直結する国政に携わられるにあたり、国民、特に、未来を担う子ども達の食に関わる諸問題についてのご見解をお聞かせいただきたく、本書にて別紙の質問をさせていただきます。

ご質問を別紙にてお届け致しますので、是非とも、設問へのお考えをお示しいただきますよう、お願い申し上げます。

質問、及び、お返し頂いたご回答は、くまもとのタネと食を守る会のホームページ上にて公開させていただく予定であります。

何卒、ご協力をお願い申し上げます。

尚、お忙しいところ恐れ入りますが、ご回答は 12月17日までに、同封します返信用封筒にて、投函・郵送でお返し頂きますようお願いいたします。

問い合わせ先・連絡先

くまもとのタネと食を守る会
事務局

熊本県熊本市北区植木町今藤 1140-1
TEL 090-6426-3604

御 質 問

■ 質問1

現在、熊本県下の学校給食のパンは約9割が除草剤成分グリホサートに汚染された外国産小麦を使用しています。この現状を鑑み、学校給食パンの小麦を国産・県産小麦に変えていく必要性があると思いますが、どう思われますか。

- ① 主旨に賛同し取り組んでいく
- ② もっと情報が知りたいので「くまもとのタネと食を守る会」から資料をもらいたい
- ③ 「くまもとのタネと食を守る会」とともに活動したい
- ④ その他

回答番号とその理由をお書きください。

回答は複数可能です。

回答番号：

理由：

■ 質問2

すでにグリホサートによる子ども達の身体への影響が懸念されます。しかし、有機食材を食べ続けることにより、有毒成分の排出が可能という研究結果も出てきています。「みどりの食料システム戦略」に有機農業の推進も掲げられています。子ども達の健やかな未来を守るため、学校給食を有機化する必要性があると思いますが、どう思われますか。

- ⑤ 主旨に賛同し取り組んでいく
- ⑥ もっと情報が知りたいので「くまもとのタネと食を守る会」から資料をもらいたい
- ⑦ 「くまもとのタネと食を守る会」とともに活動したい
- ⑧ その他

回答番号とその理由をお書きください。

回答は複数可能です。

回答番号：

理由：

■ 質問3

種子法の廃止と熊本県種子条例制定に関して

- 1) 種子法廃止のあと、熊本県をはじめ 28 を超える道県で、種子条例が制定され、その数はその後も増えつつあります。公共の仕事として良質な種子の開発と供給を継続していくことは必要であるとお考えでしょうか。
- ① 条例でさだめ継続することが必要である
 - ② 種子法を復活すべきである
 - ③ その他

回答番号とその理由をお書きください。(回答は複数可能です)

回答番号：

理由：

- 2) 関連法案の農業競争力強化支援法第8条第4項は、税金を使って公的機関が蓄積した種苗の開発育成に関する知見を、外資を含めた民間企業に提供することを求めています。譲渡された民間企業の裁量によって種苗が合法的に海外で産地化されるなど、かえって海外流出を促進する恐れがあります。この条項の削除または制限が必要であると考えますか。
- ① この条項の削除または制限が必要
 - ② このままでよい
 - ③ その他

回答番号とその理由をお書きください。(回答は複数可能です)

回答番号：

理由：

■ 質問4

種苗法の改訂とその後について

- 1) 種苗法の改訂により、登録種苗の育成権者の権利の保護、強化が進められています。一方で農家の固有の権利として、条件をつけて諸外国でも認められている自家採種の権利の一律制限と、伝統種や在来種をはじめとする多様な種子の存続を奨励していく方策が講じられていない等の問題があります。このことをどう考えられますか。
- ①自家採種の権利を一律に制限すべきではない
 - ②伝統種・在来種の存続を奨励すべき
 - ③その他

回答番号とその理由をお書きください。(回答は複数可能です)

回答番号：

理由：

■ 質問5

ゲノム編集食品について

1) ゲノム編集の技術は遺伝子組み換えと異なり、異種遺伝子を持ち込む物ではないという解釈から、規制をしないとされています。しかし、私たちは、そもそも遺伝子に人為的な欠損を生じさせることを前提としたこの技術を、食べ物に持ち込むこと反対です。またオフターゲットの発生をはじめ、未知の領域の改変が起こりうるものが避けられない危険があります。遺伝子組み換えと同じく規制が求められる技術であると考えますが、どう考えられますか。

- ①ゲノム編集による食品を規制すべき
- ②ゲノム編集による食品は規制しなくていい
- ③その他

回答番号とその理由をお書きください。(回答は複数可能です)

回答番号：

理由：

2) 種苗法の改定時には、ゲノム編集種のことは盛り込まないとされていましたが、早々と反古になり、ゲノム編集種も種苗として承認するという案が出てきています。しかし、遺伝子操作された農産物や種苗が、表示の義務も無く流通していくことに、消費者、生産者ともに食の安全と生態系保存、また消費者の選択の権利を阻害するものとして、反対する意見が多数あります。

この点に関する意見をお聞かせください。

- ①ゲノム編集のタネや食品は表示を義務づけるべき
- ②表示の必要はない
- ③その他

回答番号とその理由をお書きください。(回答は複数可能です)

回答番号：

理由：